



うめ



会計事務所
ゆいパートナーズ

事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06(6226)1165(代)
<https://yuipartners.jp>

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 12日・振替休日 23日・天皇誕生日

- 国 税 / 令和5年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月13日
- 国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
2月29日
- 国 税 / 6月決算法人の中間申告 2月29日
- 国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 2月29日
- 国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 2月29日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	.	.

地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日

ワン
ポイント

配当集計フォーム 国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにある配当等の内容を表計算ソフト等で入力するためのフォーマット。入力・保存したデータは、作成コーナーの配当所得、配当控除の入力画面でデータ読込の操作を行えば、その内容が作成コーナーに反映されます。なお、特定口座での受入分、特定公社債の利子等は集計対象外です。

ふるさと納税

(寄附金控除)の確定申告手続



今年も所得税等の確定申告時期となりました。確定申告準備のために資料を整えられている方も多いと思います。今回は、その中でも寄附を行う方が年々増加して、これに伴い適用者も増えている「ふるさと納税(寄附金控除)」について、留意すべき事項を取りまとめ整理してみます。

1 制度の概要

ふるさと納税は、ご自身の選んだ自治体に対して寄附を行った場合に、寄附金の額のうち、2000円を超える部分について、所得税・個人住民税からそれぞれ控除が受けられる制度です。

2 控除額の計算

ふるさと納税に係る控除額は、基本的に次のように計算します。

- (1) 所得税(ふるさと納税を行った年分の所得税から控除)
(ふるさと納税額 - 2000円)を所得控除(①)
① × 所得税率(0%から45%が軽減されます。ただし、令和19年分までは、所得税率が0%である場合を除き、復興特別所得税を加算した率となります。) = 控除額
- (2) 個人住民税(ふるさと納税を行った年度の翌年度の住民税

税から控除)

イ 基本分

(ふるさと納税額 - 2000円) × 10% = 控除額

なお、控除の対象となるふるさと納税の額は、申告される方の総所得金額等の30%が上限となります。

ロ 特例分

(ふるさと納税額 - 2000円) × (100% - 10%(基本分)) = 所得税率(①に記載した所得税率と同じ) = 控除額

(1)の所得税と(2)イの個人住民税(基本分)で控除しきれない金額がある場合は、ロ(特例分)により全額控除します。ただし、この場合でも住民税所得割額の20%が限度額となります。

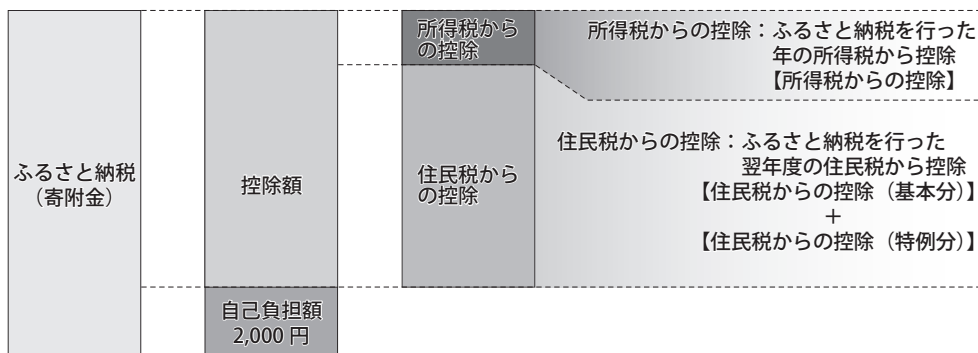
以上をイメージしたのが、下記【図1】です。

3 申告等の方法

ふるさと納税として寄附した金額について控除を受けるには、ふるさと納税を行った年分について確定申告する必要がありますが、ふるさと納税先が5団体

【総務省資料】

図1



以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告しなくても控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

(1) 確定申告手続

ふるさと納税について寄附金控除の適用を受けるには、ふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて確定申告する必要があります。

確定申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄に、寄附金の名称や寄附金額など所定事項を記載するとともに、「住民税に関する事項」の「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」欄にふるさと納税として寄附した金額を忘れずに記載してください。

また、e-Taxを利用して電子申告する場合は、令和3年分以降の寄附をまとめて出力できる「寄附金控除に関する証明書」の電子交付サービスを始めたポータルサイトがあります。

こういったサイトを利用すれば、寄附先ごとに手作業で入力する手間を省くことができるので便利です。

以上をイメージしたのが、下記【図2】です。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる制度です。前述のとおり、この特例の申請ができるのは、ふるさと納税先の自治体数が5団体以下であり、かつ確定申告が不要な給与所得者等の方々です。

この制度の利用を希望する場合は、ふるさと納税を行うとともに各自自治体に特例の適用に関する申請書に本人確認書類を添付して、申請期限までに提出します。

申請書は、各自自治体から郵送されるケースが多いですが、自治体や総務省のホームページからも取得できます。ただし、申請書は寄附の翌年1月10日必着のため、提出していない場合は、確定申告が必要です。

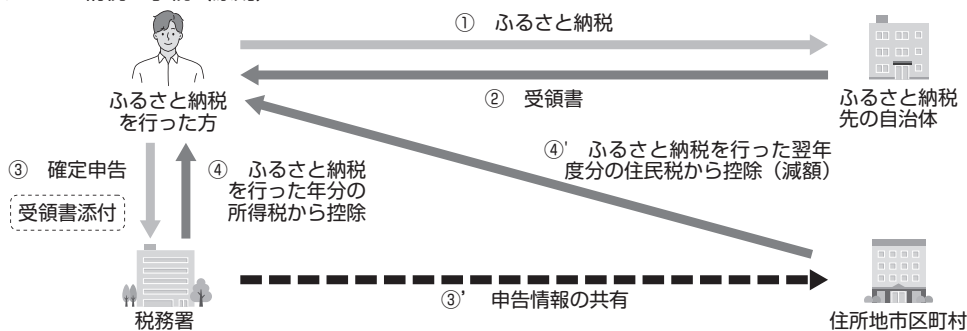
4 令和5年度ふるさと納税関係の見直し

ふるさと納税は利用者にとつ

【総務省資料】

図2

ふるさと納税の手続（原則）



てメリットが多い制度です。

その一方、寄附を得るために自治体が準備する返礼品については、本来の制度の趣旨からはずれているとの指摘もあり、数次の見直しが行われてきました。

ふるさと納税の寄附者にとっては、寄附金控除の適用に当たっては、寄附金控除の適用に当たって、総務省は令和5年10月から自治体に対して返礼品について、(1) ふるさと納税の募集に要する費用は付随費用も含めて寄附金額の5割以下

(2) 加工品のうち熟成肉と精米は同一の都道府県産であるもの
(3) 返礼品に附帯物を合わせて提供する場合、返礼品の価値が全体の7割以上とする
という見直しを行っており、以前に比べて、同額の寄附でも内容量が減少したり、同じ内容量でも寄附額の引上げが行われたりしています。

【参考資料】
総務省
「ふるさと納税」



税金クイズ

所得税の確定申告で振替納税を利用している方も多いと思います。振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に税金が引き落とされる便利な制度です。この振替納税は、明治時代に郵便振替制度を利用して始められました。

この制度を最初に導入したのは、次のうちこの都市だったのでしょうか。

- ①東京市 ②京都市 ③大阪市

【解説】

大阪市の振替納税は、明治39（1906）年に創設された郵便振替制度を利用して、明治42（1909）年5月に導入されました。

当時、所得税などの徴収は市町村が行っていましたが、大阪市の納税窓口は11か所に過ぎず、一か所当たりの納税者数は10万人を超えていました。納税者からは

納税窓口の混雑で半日も時間を取られるので改善してほしいとの声も出ていました。

そのため、最終的に国税当局と大阪市で議論した結果、郵便振替制度を利用した振替納税の導入が決定されたのです。大阪市では、振替納税の導入により、市内の取扱郵便局99か所が新たな納税窓口となり、納税の利便性は飛躍的に高まりました。なんと、導入一年後には、郵便振替の利用者は6割に達したのです。

納税利便の向上で期限内収納が高まることになり、結果として、大阪市の滞納件数が大きく減少することになりました。

こうした大阪市での成功事例により、京都市（明治43年4月）、新潟市（同年6月）、和歌山市（同年7月）、岡山市（同44年2月）、横浜市（同年7月）など、多くの都市で導入されていきました。東京市でも、明治45年4月に導入されました。

正解は、③大阪市でした。

（出典：税務大学校税務情報センター）

事業継続力強化計画

事業者が自社の災害リスクなどを認識し、防災や減災対策の第一歩として取り組むために必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策を記載したものを、「事業継続力強化計画」といいます。策定した計画について経済産業大臣の認定を受けることで、税制優遇措置や低利融資などを受けられます。認定を受けると、認定を受け

た日から1年以内に、その計画に記載された対象設備を事業供用した場合は、18%（令和5年3月31日以前の取得は20%）の特別償却が適用できます。対象となる資産は、自家発電設備や浄水装置などの機械装置で100万円以上のもの、サーバーグラフィック装置などの器具備品で30万円以上のもの、無停電電源装置や防水シャッターなどの建物附属設備で60万円以上のものです。

KEY WORD 必要経費の算入時期

事業所得、不動産所得および雑所得の金額を計算する上で、必要経費となる金額は、その年において債務の確定した金額（債務の確定によらない減価償却費などの費用もあります。）です。

つまり、その年に支払った場合でも、その年に債務の確定していないものはその年の必要経費になりませんし、逆に支払っていない場合でも、その年に債務が確定しているものはその年の必要経費になります。

この場合の「その年において債務が確定している」とは、次の3つの要件をすべて満たす場合をいいます。

- (1) その年の12月31日までに債務が成立していること
- (2) その年の12月31日までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- (3) その年の12月31日までに金額が合理的に算定できること